

第5回生活環境保全のための新たな対応策検討会議 会議録

日時:令和4年12月1日(木)

◆会議出席者

<委員>

座長 砂田 英司	山梨県環境・エネルギー部 次長
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
大久保 勝徳	一般社団法人 山梨県建設業協会 専務理事
輿水 佳哉	公益社団法人 山梨県畜産協会 専務理事
知見寺 好幸	山梨県中小企業団体中央会 事務局長
長倉 智弘	弁護士
平松 晋也	信州大学学術研究院農学系 教授
深澤 肇	南アルプス市環境課 課長
藤田 正実	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長
宮脇 健太郎	明星大学理工学部 教授
山本 新二	山梨県砂利組合連合会 事務局長
若生 直志	山梨大学生命環境学部 助教

(敬称略、座長以下50音順)

<事務局>

環境・エネルギー部 大気水質保全課

◆次第

- 1 開 会
- 2 議 事
廃棄物等に係る具体的な対応策の検討について
- 3 閉 会

◆資料

資料：廃棄物等に係る具体的な対応策の検討について

◆参考資料

- 参考資料1：生活環境保全のための新たな対応策検討会議開催要綱
参考資料2：委員名簿

◆内容

1 開 会

(司会)

定刻となりましたので、ただ今より、第5回「生活環境保全のための新たな対応策検討会議」を開催いたします。

私は本日の進行を務めます、大気水質保全課総括課長補佐の佐藤です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、対面とWebのハイブリッドの会議形式をとらせていただいております。

会場に出席の委員は、マイクをとおして発言いただき、発言後はマイクをオフにしてください。

また、Webで御参加の委員の皆様方は、ハウリング防止のため、御発言する場合以外は、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に、会議、会議録並びに会議資料の公開等について申し上げます。

まず、本日の会議は、事前に御案内いたしましたとおり、公開とさせていただきます。

会議録につきましては、委員の皆様方に御確認をいただいた後に、公表することを予定しております。

また、本日の資料は、事前に配布させていただいておりますが、次第、資料、参考資料1～2となります。こちらにつきましても、検討会終了後に公開することとしております。

本検討会議の座長につきましては、要綱第4条第2項の規定により、環境・エネルギー部次長が当たることとなっております。

それでは、砂田次長、お願いいたします。

2 議 事

(座長)

おはようございます。委員の皆様におかれましては大変、御多忙の中、第5回検討会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

前回第4回の検討会につきましては、土砂に関する課題の整理とその対応方針に対して、御意見をいただきました。

本日の会議につきましては廃棄物等を対象といたしまして、その具体的な対応策と、また具体的な対応策を実施していくに当たりまして、留意すべき事項などについて、検討を進めていきたいと思っております。

今後の県の取り組みの肝となる部分でございます。その際に皆様の御意見を参考にさせていただく大切な検討会であると考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題につきまして、まず事務局から説明をお願いしたいと思っておりますけれども、そのあと、まず、質問をしていただいて、御意見を賜りたいと思っております。

時間も限られておりますので事務局の説明は、端的に20分程度でお願いしたいと思います。

(事務局 中川課長)

事務局の大気水質保全課長の中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、資料に基づき説明をさせていただきます。

本日、委員の皆様方には、これまで整理した課題への対応策について、具体的な検討をお願いいたします。

まず、検討に先立ちまして、これまで検討会で整理させて頂きました内容を簡単にまとめましたので、御説明させていただきます。

本県で発生した事案を基に、①「多量に発生する廃棄物」、②「廃棄物を処理したもの」、③「使用済み物品」の3つを検討対象とすることといたしました。

これら対象物における課題として、(1)移動・保管を把握する仕組みがない、(2)保管などの基準がない、(3)行政権限がない、(4)隠ぺい等が行われやすい、(5)廃棄物の処理が進まない、この5つを整理しました。

これら課題への対応策として、右欄に記載の方向性で検討していくことといたしました。

本日は、この対応策を具体化していくために、委員の皆様方に、御意見をお願いするものです。

これまでの検討の整理として、もう一つの表を作成いたしました。

3つの検討対象については、前回第3回目の検討会議で、既存法令等の規制での対応が可能かどうか確認いたしましたが、その結果を、表にまとめました。

バツがついている点は、既存法令で対応できないため、対応策を検討していくこととなりました。

対応策の検討を行うに当たり、前回の検討会議で、委員の皆様方からは、廃棄物処理法の運用により、対応が可能ではないか、公害関係法令の活用といった、その他の既存の仕組みで対応できないか、既存の仕組みがない場合には、他県の例も参考に、新たなルールの作成を検討すべきという御意見をいただきました。

ただし、その際には、適正業者への配慮が必要であること。

また、仕組みを作っても、その運用に当たり、隙間があっては意味がないことから、関係機関との連携が重要であること、更に、不要となった物を渡す側の住民への普及啓発についても、関係機関と連携して行うべきであること。

また、規制だけでなく、そもそも問題化する背景にある、処理しても活用が進まない廃棄物への対応として、業界支援を求める意見もありました。

いただいた御意見を基に、他県の状況について調査し、また、関係法令や、本県の取り組みなどについても、今一度、整理を行ないましたので、その状況も踏まえた検討をお願いしたいと思います。

次のページですが、まず、産業廃棄物処分業者が廃棄物を処理したものについて、どの時点で有価物として判断するか、自治体により差があるとのことのご意見をいただきましたので、都道府県にアンケート調査を行いました。

廃プラスチック類など、5種類の廃棄物を処理したものを対象に、調査したところ、処理後物を利用者に引き渡す直前や、引き渡すまで廃棄物として扱っている自治体も複数ありました。

また、一概に時期は定められないという回答もありました。

しかし、半数の自治体が、本県同様、中間処理が終わった段階で有価物と判断しております。

本県では、処分業者の許認可時に処理後物の流通経路の確認や、更新時に立入検査を実施し、実際の処理状況や帳簿類を確認し、審査を行っており、その際に、有価物として流通していることが確認できた場合は、当該処分業者における処理後物は、処理が終わった段階で有価物と判断しております。

次に、廃棄物と判断する基準を定めてはどうかとの意見をいただきましたので、改めて廃棄物該当性の判断について、整理させていただきたいと思います。

廃棄物処理法における「廃棄物」の定義は、「汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの」です。

この定義に該当するか否かは、おから裁判での最高裁の判決を基に、環境省通知で5つの判断要素に照らし合わせて、総合的に判断することとされています。

物の性状は、がれき類を処理した再生砕石のように、JIS規格などがあると判断しやすいですが、顧客の求める品質に応じて供給される場合もあり、規格が一概に定まらないということもあります。

取引価値は、需要と供給の関係で決まり、それに伴い取り扱い形態も変化していきます。

市場があれば、それに沿って計画的に排出されますし、占有者も売れるものを、ぞんざいには取り扱いません。

次のページですが、廃プラスチック類を例に市場動向を見てみますと、最大の輸出先であった中国が、平成30年に、国内の環境保全のため輸入を制限すると、それまで買い取られてい

た廃プラスチック類が売れなくなり、産業廃棄物として処分されることとなりました。

次のページは、これとは反対の動きが起こったペットボトルの例です。

ピンク色のグラフに着目していただくと、平成18年を境に、それまでペットボトルを引き取ってもらうのに、お金を支払っていたものが、引き渡すとお金をもらえる、つまり売れるようになりました。

飲料メーカーが、ボトル・ツー・ボトルとして、再度、ペットボトルにリサイクルする動きが広がったことなどにより、使用済みペットボトルの需要が拡大し、廃棄物から有価物になった例です。

このように、同じ性状のものであっても、有価物となったり、廃棄物となったりすることがあり、廃棄物かどうかの判断は、一律の基準によって判断できるものではありません。

このようなことから、悪意を持って廃棄物を有価物であると偽装されると、それを見抜くのが難しくなります。

次に、公害関係法令による規制です。

前回の検討で、他法令による規制として整理していなかったため、今回、改めて整理いたしました。

廃棄物等による生活環境保全上の支障は、水質の汚濁、悪臭、騒音が主なものです。

これら公害への対応として、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法がありますが、廃棄物等の保管場所について、対応が可能となるのは、規制区域内の事業場における悪臭の発生を規制する悪臭防止法のみであり、廃棄物等の保管に伴い生活環境に及ぼす影響への対応策としては十分ではありません。

それぞれの法律の概要は、次のページ以降に示しましたが、説明は省略させていただきます。

13ページを御覧ください。

ここまで、いただいた意見を基に、更に、廃棄物処理法や公害関係法令での対応を検討しましたが、課題の解決とはならないことを確認いたしました。

このため、バツ印の点について、新たなルール作りを検討していくことといたします。

ルール作りを検討するに当たり、廃棄物処理法での規制が及ぶ範囲について、もう一度、確認いたします。

廃棄物処理法での規制は、大きく区分して、2つに整理できます。

一つ目として、多量に発生する廃棄物の排出事業者による移動・保管についてですが、次の14ページを御覧ください。

保管場所の把握として、建設廃棄物については、面積が300㎡以上の場合、事前届出が必要です。建設廃棄物以外については、保管場所の届出は規定されていません。

一方、保管の基準は、全ての廃棄物に適用されます。

行政は、保管場所に立入検査を行う権限があり、事業者に報告を求めることも可能です。

さらには、基準に違反する保管について、それを改善させるための命令を出すこともできます。また、生活環境保全上の支障が生ずるような場合は、措置命令も発動できることとなっており、違反した場合の罰則も規定されています。

次に、二つ目として、使用済み物品の保管や処理についてまとめました。

有害な使用済み物品の保管を行う100㎡以上の事業場は、事前の届出が必要となります。

また、保管や処理の基準が設定されており、先ほどの廃棄物と同様に、行政権限もあり、罰則も規定されています。

次に、他の都道府県が独自に設けている規制の状況を確認しました。

まず、赤枠の保管場所の把握について、それぞれ①廃棄物、②廃棄物を処理したもの、③使用済み物品の順に説明していきます。

16ページを御覧ください。

廃棄物については、発生場所と異なる場所で保管する場合、建設廃棄物以外でも事前の届出を求めている自治体が、13ございます。

保管面積は、法と同じ300㎡とする自治体の他、さらに小規模な保管から届出を求めている自治体もございます。

これらの規制は、廃棄物処理法の規制対象の横出しや、対象面積の裾下げによる規制となります。

届出以外にも、帳簿の備え付けや、処理票の作成と保存を求める自治体が、それぞれ6、ありました。

立入検査や事業者へ報告を求めた際に、帳簿などが保存されていることから、廃棄物の移動を把握することが可能となります。

次のページを御覧ください。

次に、廃棄物を処理したのですが、規制を設けている自治体は1県のみでした。

燃えがらや無機性汚泥を処理した再生土の堆積等について、事前に届出を求めるものです。

19ページを御覧ください。

次に、使用済み物品については、4自治体で届出を求めています。

一定以上の数の使用済み自動車やタイヤなどを保管する場合を対象としております。

また、今回確認したのは、都道府県についてのみですので、この4自治体には含まれませんが、千葉市では、100㎡以上の使用済み物品の保管について、許可を得なければ行えないとする条例を制定しております。

また、届出以外にも、搬入搬出管理簿の作成と保存を義務付けている自治体が2、ございました。

次に、保管等の基準について、廃棄物処理法の規制が及ばない対象に対する都道府県の独自規制を確認した状況についてです。

資料のページは21ページになります。

1つの自治体で、廃棄物の木くずについて、廃棄物処理法には規定のない、保管期限や、保管の方法などを、独自に規制しております。

これは廃棄物処理法の保管等の基準を横出しして規制するものです。

次のページになりますが、廃棄物には該当しない、廃棄物を処理した木くずチップなどを、屋外で一定量以上保管する場合に、囲いや掲示板の設置、保管物の飛散・流出、悪臭の発生防止などを規定している自治体が4ありました。

次に、使用済み物品の保管基準を設けている自治体が、7あり、多くは、廃棄物処理法の規制対象である有害使用済み機器と同様の基準を設けています。

次に、行政権限について、他都道府県の独自規制の状況について、確認しましたので、御説明させていただきます。

24ページをお願いします。

大きく分けて3つですが、保管場所への搬入が継続することにより、適正処理の確保が難しいと認める場合などに、期限を設けて、搬入の一時停止や、改善を求める規定を設けている都道府県が、7ありました。

また、廃棄物処理法同様に、報告徴収や立入検査の行政権限を規定している自治体が19ありました。

さらに、廃棄物処理法や、都道府県条例に基づき命令を発出した場合や、命令に違反した場合に、事業者名などを公表するとしている自治体が、9ありました。

再度、この表で確認をお願いしたいと思います。

水色の部分は、廃棄物処理法での規定がある範囲ですが、黄色の部分は、バツとなっており、廃棄物処理法での規定がありません。

そこで、バツの部分について、他都道府県の規制状況を整理いたしました。複数の自治体で、独自規制を設けており、それぞれの自治体が抱える問題に的を絞り、廃棄物処理法の類似の規定を参考に、規制を設けているという状況でした。

黄色いバツの部分だけにフォーカスし、もう一度、表で整理をさせていただきます。

25ページになりますが、多量に発生する廃棄物について、廃棄物処理法の事業場外保管の届出の対象とならない建設廃棄物以外にも、事前の保管届出を義務付け、さらに、その移動を把握できるよう帳簿の備え付けなどを求めている自治体がありました。

さらには、廃棄物処理法の基準以外の、自治体独自の基準の追加や、法に規定のない搬入の一時停止命令などを規定している自治体がありました。

廃棄物を処理したものについては、保管について事前の届出を規定している自治体は少なかったものの、保管の基準や不適切な行為を是正するための行政権限を定めている自治体がありました。

使用済み物品については、保管の事前届出や、保管基準の設定、搬入の一時停止や改善の命令などの行政権限を規定している自治体がありました。

このように、問題が起きやすい対象物について、早期に保管や移動を把握し、その保管により、生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、一定の基準を守っていただく。

そして、基準が守られないようなことがあれば、実効性のある指導が行える。

このような仕組みは、これまで整理した本県における課題への対応策になり得るものであります。

ただし、委員の皆様からも意見をいただいておりますように、適切に事業を行っている事業者へ過度の負担を生じさせないよう配慮が必要ですし、仕組みばかり作っても、適切な運用ができなければ、仕組みが活かされません。

仕組みの運用に当たっては、前回の検討会でも、対象を抜け落とさないよう、関係機関、特に市町村との連携が重要との御意見をいただいております。

そこで、次のページですが、関係機関との連携について、現状を踏まえて、整理いたしました。

県や市町村は、それぞれが、それぞれの施策を推進していくこととなります。

廃棄物についてですが、県は産業廃棄物の、市町村は一般廃棄物の適切な処理に向け、施策を推進します。

県と市町村は、必要な情報を共有したり、協力して事業を実施したりもします。

関係機関が連携することで、パトロールや事業者指導を効果的に行えます。

一方、監視には多くの目が必要であり、県民に協力いただくことにより、住民のより身近な場所で発生している問題事案についても、情報が得られることがあります。

また、廃棄物は、事業活動や日常生活から発生するものですから、不適正処理に繋がらないように、ルールに則った処理を県民の皆さんに御理解いただくことも必要です。

次のページになりますが、このようなことから、現在、県は市町村と連携し、廃棄物の適正処理に向け、パトロールや不法投棄の未然防止のための事業を実施しています。

さらには、広域的な不適正処理に対応するため、近隣都県との連携も強めています。

次のページですが、不法投棄の早期発見に関しては、県民には監視協力員に登録いただき、また、運送業者などと協定を結び、日常の活動の中で得られた情報の提供をお願いしています。

また、富士山クリーンアップ事業として、富士山の麓に、過去、不法投棄された廃棄物を、業界団体やNPOと協働し、撤去作業を行っております。

こういった活動により、廃棄物がなくなるという直接的な効果に加えて、参加いただく多くのボランティアの皆さんに、廃棄物の適正処理の重要性をより強く認識いただけるものと思っております。

次のページになりますが、この他、廃棄物の適正処理に向けては、県民の皆さんに向け、様々な機会を捉え、御理解を深めて頂けるよう、啓発事業を行っているところです。

また、昨今、問題となっている海ゴミや、マイクロプラスチックについても、小中高校生を含む県民の皆様に参加いただき、海岸清掃活動を行うツアーを開催しています。

また、海岸漂着物は、海外から海流に乗って日本に到達するだけでなく、河川を通して、内陸からも流れ出ているということを多くの方に御理解いただくため、令和2年度に、一般社団法人J E A N（ジーン）に委託し、「漂着物のトランク・ミュージアム®山梨県版」を制作し、令和3年度から、県内各地で展示を行っております

最後になりますが、規制以外の対応として、処理後物の活用が進まない廃棄物への対応に関しても、委員の皆様方から御意見をいただいております。

産業廃棄物は、事業活動から発生するものであり、事業を行う排出事業者が、責任を持って処理しなければなりません。

廃棄物を処理しても、その処理後物を利用したいという方がいなければ、廃棄物のままであり、最終処分せざるを得ず、処分せずに保管しておく、不適正保管や不法投棄に繋がってしまうことがあります。

本県で発生した砂利洗浄汚泥の処理後物については、活用が進まないという実態があり、問題事案化しました。

そこで、本県で多量に発生する産業廃棄物について、整理いたしました。

グラフに示しますとおり、下水道汚泥、がれき類、砂利洗浄汚泥、動物のふん尿で、全体の約4分の3を占めております。

下水道事業は、公営事業として行われています。

がれき類の破砕物は、J I S規格を設け、工事に積極的に活用しています。

動物のふん尿については、県の計画に基づく需給マッチングが図られています。

一方で、砂利洗浄汚泥は、事業者自らが処理し、利用していくということですが、活用が進んでいないという実態があります。

そこで、他自治体では砂利洗浄汚泥を処理した物について、どういう処理を行えば有価物として取り扱っているのか確認するため、都道府県にアンケート調査を行いました。

具体的には、砂利洗浄汚泥を、乾燥や脱水したもの、石灰などと混和して安定処理を行ったもの、焼成や造粒固化といった高度安定処理を行ったものに分け、処理後物が廃棄物に該当するか否か回答を求めました。

結果、簡易な処理はもちろんのこと、高度処理を行った場合でも、直ちに有価物とは判断されていないことが確認されました。

廃棄物に該当するかどうかの判断は、5つの判断要素に照らし合わせ、総合的に判断いたしますが、砂利洗浄汚泥の処理後物の活用が進まないということは、市場性がないということですが、適正に処理すれば、盛土材などとして活用することが出来ます。

求められる品質に合致し、適切に利用される限りにおいては、生活環境保全上の支障は生じませんので、処理や利用のルールは必要であっても、廃棄物として取り扱う必要はありません。

次のページですが、県では、活用が進まない廃棄物について、排出者責任に基づく適正処理が進むよう、再生技術アドバイザー事業を行っており、これまでに、砂利洗浄汚泥のリサイクル改良土や、浄水処理汚泥の法面緑化用植生基材の開発を支援して参りました。

また、砂利洗浄汚泥の処理後物については、採石場の埋め戻し材として活用が進むよう、その取り扱いについて、生活環境保全上の支障が生じないようにするためのルールを明示し、その活用を支援しているところであります。

ただし、これらの取り組みによっても、なお、活用が進まない廃棄物の処理後物があることは事実であり、引き続き、業界と協力しながら、考えていかなければならない状況でございます。

以上、前回の検討会で、委員の皆様方からいただきました御意見をもとに、本県の対応策を検討するにあたっての資料を整理いたしました。

本日、委員の皆様には、本県で具体化すべき対応策について、また、その対応策を実行するに当たり、留意すべき事項について、御意見をいただきたいと考えております。

(座長)

ありがとうございました。

事務局から廃棄物等の具体的な対応策に関連しまして、いくつかの項目に分けて説明がありました。

その上で委員の皆様から特に御意見をいただきたい事項ということで、2点お話がありました。

事務局の説明につきまして、まず質問をお受けしたいと思います。

質問のある方は挙手をお願いします。Web参加の方は、挙手機能でお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

スライド25番の各自治体の規制条例のまとめの表のオレンジ色の部分です。これは各都道

府県の事例で、当然全部ではないと思いますが、ここに記載のある対応をすべて実施している自治体はありますか。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊でございます。

こちらの表は、それぞれの自治体の規制を、網羅的に掲載したものです。このすべてを採用している自治体はありませんでした。

(座長)

他に質問はありますか。

(委員)

事務局からの説明は省略された部分になりますので、もしかしたら今回の主要な論点からは外れるかもしれませんが、スライドの9ページの部分、他の公害関係法令での規制についてです。

要するに、本当にこれはバツなのでしょうか。悪臭は悪臭防止法で規制できるということですけれども、他の2つは本当にバツになるのでしょうかという質問です。

例えば、水質汚濁防止法です。少し説明が省略されていた部分ですが、水質汚濁防止法は特定施設を対象にしているのです、保管場所は対象外であるとしています。

確かに特定施設に保管場所というのは含まれていないわけですが、一部の廃棄物処理施設は、特定施設に含まれているので、それは直接規制対象になろうかと思えます。

これを前提とした上で、水質汚濁防止法は確かに特定施設に着目して、規制をかけているわけですが、特定施設を直接規制しているというよりかは、特定施設を設置する工場または事業場を規制していますので、今回問題となっている廃棄物等の保管場所が、その特定施設のある工場または事業場と同一の敷地内であれば、これはおそらく水質汚濁防止法の規制をかけられるのではないかと思います。法律を読む限りはそのように読めるのではないかと思います、いかがでしょうか。

もう一点、おそらく問題になるのが、同一の敷地内にはないという場合です。おそらく今回もそういったことを念頭に置いておられるのだと思いますが、この同一の敷地内にはないという場合です。

例えば、道路を1本隔てて、そのメインの処理工場と、保管場所が別々にあるというような場合、これはどういう扱いになるのか。

水質汚濁防止法上、この場合は事業場が2つあるという扱いになるのか。それとも、道路を

1本隔てても、2つで1つの事業場として扱うのか。実務上ではどのように扱われているのかということです。

あるいは、車で5分、10分の距離に保管場所がある。1時間でもよいですが、離れているという場合、これはこういった扱いになるのかです。

ここからは、個人的な見解も含んだ質問かもしれませんが、その保管というのが、それ自体、単一の事業と呼べるような形態であれば、保管場所で1つの事業場という形になるのかもしれないのですけれども、本当にただ置いてあるだけのような形ですと、それ自体で1つの事業というよりかは、基本的には廃棄物処理の中の一連の作業の一環として、あるということになるので、仮に距離的に多少保管場所と、そのメインの事業所が離れていたとしてもその2つで1つの事業場とみなすことでできないのか。どうなのでしょうということですか。

法律を読む限りは、事業場についての定義は特になさそうですので、もしかしたら政省令とか環境省からの通知レベルで、何かあるのかもしれませんが、解釈次第で、水質汚濁防止法の規制を及ぼすことができそうな場合もあるのかなというふうに思いましたが、いかがでしょうかという質問です。

騒音規制法につきましても、これも特定施設が対象ですけれども、特定建設作業というものも規制していて、例えばショベルカーとかブルドーザーを使った建設工事がこれの対象になるというふうに、法律を読む限り読めるのですが、これもまた建設工場の解釈次第になるかもしれませんが、その廃棄物等の保管作業でブルドーザー等を使って何かやるということであれば、それをこの土地の造成ということで特定建設作業とみなして、規制できる場合もあるのかなというふうに思ったのですが、どうでしょうか。

もちろんこれらの法律は基本的には公害対策ですので、例えば害虫の発生防止や火災発生防止という観点には含まれていませんから、これらの法律を適用したところで、今回問題となっていることがすべてカバーできるわけではもちろんないので、なお新たなルールづくりというのが必要になると思います。完全に対応がバツということではないのかというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。多少意見も含むかもしれませんが、まずはこれらの法律の適用ができるのかどうかというのを考えてみるのが良いというふうに思いました。最後は意見ですけれども、以上になります。

(事務局 中川課長)

ありがとうございます。

まず、水質汚濁防止法のケースでございますけれども、委員のおっしゃるとおり、水質汚濁防止法は特定施設を持っている事業場から排出される水について規制をかけるものですので、特定施設がありさえすれば、その事業場に、例えば、廃棄物やその他の対象となるものが保管

されており、油が流出していて、排水基準を超過しているということであれば、法令違反ということで、指導ができます。

もう1つ、事業場がどこまでの範囲かということですが、道路を隔てて1つの事業場が一体となって、操業しているという工場は、県内でもいくつかございまして、そのような場合には1つの事業場として扱い規制を適用している状況でございます。

例えば、車で、5分離れた場所に、廃棄物の保管だけの事業場を設けている場合については、それは特定施設を設けている事業場とは別という扱いです。

また、騒音の関係ですが、その建設工事の関係で作業を行う場合、騒音の規制が適用されると思いますが、それ以外の汚水や悪臭までは、適用ができませんので、結果、物の保管行為で騒音が発生する場合だと、苦情があるのは金属くず等を積み込む時の音などの苦情はありますが、少し建設作業とは違うので、今まで私どもが経験した中ではなかなかこの騒音規制法で、特定施設もないというと、対応が難しいというような状況だと思います。以上です。

(委員)

ありがとうございます。

(座長)

それでは他に質問はございますでしょうか。

(委員)

砂利採取後の砂利洗浄汚泥に関してですが、これの中には、自然由来のもの以外の物質も入っているのですか。

汚泥というからには、洗浄するとき、何か物質を使うなど、何か自然由来以外のものが入っていると思っていたのですが、そういうわけではないのでしょうか。と言いますのは、もし他の物質が入っていないのであれば、川から採取したものだから、川に戻してあげればいいのではないかと単純に思ってしまうのですけれども。ここで言われている砂利洗浄汚泥の定義というのをまず教えていただけますか。

(事務局 中川課長)

事務局の方からお答えさせていただきます。

砂利洗浄汚泥は、砂利を砕いて、洗い、骨材として、製品を作る過程で、発生する汚水を処理して、水と泥とに分けて、その泥を、フィルタープレス等で脱水したものが砂利洗浄汚泥ということになります。

こういった水処理で発生する汚泥というのは、産業廃棄物ということで、廃棄物処理法上の定義に当てはまりますので、まずは、自然の河川の方に戻せるものではなくになります。産業廃棄物を川に捨ててしまうということになりますので、川には戻せないということになります。ただ先生がおっしゃるように、何か有害なものが入っているのかということ、そういった人為的な有害なものは入っておりません。水処理の過程で、沈殿するための薬剤は使いますけれども、有害性のあるものは入ってごいませんので、通常その処理したものについては、自然由来で取ってくる砂利が何か問題があればということ、先生は仰っていると思うのですが、そういったことがない限りは、有害性のあるものは含まないものですから、処理をして、加工をして、土木資材として使えることは、十分性状上、問題はないと考えております。

(委員)

わかりました。やはり何か変だと思うのですが、単純に考えるとここで言う汚泥というのは、細粒分ですよ。粒径の細かいものだ。おそらく我々が言うところのウォッシュロードとか浮遊砂成分ですよ。出た汚泥と言っているものは、もともと河川にあったもので、石を砕いて細くなったもの。そういうようなイメージで考えると現行の法律がおかしいと思うのだけれども、要は、一定濃度で別に濁水という形で流さない限り、一定濃度で供給してあげれば、別に問題ないのではないかと思うのですが、そういう議論は国の方で全くないのですか。

(事務局 中川課長)

環境関係の方で、委員の先生がおっしゃったような国としての検討の動きは聞いてはおりません。

(委員)

もう少し合理的に、わざわざ汚泥と言うべきものでもないのかなという気がします。これは国に文句を言わないといけないのだと思うのですが、その辺の定義は、河川環境等に詳しい先生方に入ってもらって詰めた方がいいのではないかと考えています。

国の基準がそうだからということで、私自身は割り切ることにします。また何か機会があれば、国の方に私が何かの機会にお願いするかもしれません。ありがとうございました。

(座長)

ありがとうございました。他に質問ございますか。大丈夫でしょうか。

質問の方はこちらで打ち切らせていただきます。

次に、事務局から最後に御説明ありました他県の状況も踏まえて、特に本県で具体化すべき

対応策についてというところと、もう1つ対応策を実行するに当たりまして、特に留意すべきことは何か、この2点につきまして、委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。

それでは、御意見のある方、挙手、合図をお願いいたします。

(委員)

事務局から、他の自治体のいろいろな方策が紹介されて、様々な努力をされていることがよく理解できたのですが、その方策の、規制条例等が行われてからの時間の経過もあると思いますが、功罪といいますか、結果としてよかったこと、もしあれば悪かったことというのが、先ほど適正な処理をしている業者にとって、余りに厳しい規制というのが、負担になってはいけないというお話がありましたけれども、そういうことが、あるのかないのかということも調査が必要ではないかと思います。

(事務局 中川課長)

委員の方から、色々な規制をすることによって、メリット、デメリットというか、功罪があるというふうにおっしゃっていただいたと思います。

今回、この検討の発端となったものが、早川町内で発生した汚泥の不法投棄ということもございまして、砂利洗浄汚泥の活用が進んでいないことについて、問題があるのではないかということで、資料を作成し、都道府県の状況も調べさせていただく中で、検討をこの場で進めていきたいというふうに考えております。

規制の関係は、国の方も定期的な見直しもしていく中で、その時々状況に合わせた検討を加えて修正を行っていくということもございますので、今回、事案の発生を踏まえた検討を行って、良い方向に進み、また、状況が変わってくれば、県としても、そういったことも踏まえまして、必要な検討をしていくことになるかと考えております。

(座長)

他県の事例につきましても、具体化する際には、またよく調べながら検討していきたいと思えます。

その他に御意見ございますでしょうか。

(委員)

スライド13番の表、新たなルールの検討ですが、一番左の方に建設廃棄物の届出、保管等の基準がマル、行政権限がマル、これが一連の流れですよね。その右の方へ行くと、届出が除外されている。やはりここの流れというのは、届出がないとなかなか、情報が掴めないの、

届出が必要ではないかと思えます。

それとバツのところ、②と③の右側です。これをどうするのか。全部規制を作れば網羅できるのですが、本当にそれが有効かどうかとか、マイナス面もあるのかもかもしれません。

冒頭言いましたように、まずは届出があり、そして基準、それに対しての権限というのが、一連のものであるかと思えます。

もう一つ心配されるのは、この届出を承知の上で行わないこと。そこを何とか防がなければいけない。発見されたら、届け出ればいいやというようなことですね。確信的にやられてしまうと、その後もおそらく隠ぺいの方に向かってしまうと思えますので、これは何らかの有効な手段が、具体的なものがなくて申し訳ないですが、考えられれば、より良くなると思えます。

(事務局 中川課長)

確かに、悪意を持って届出をされなければ、確認ができずに、委員がおっしゃるように、後で見つかれば、その時に考えればいいやというようなことがないように、届出制度をもし作ったとしたら、それを確実に実行していただけるような、悪いことが起きないための抑止力ということも、検討をしていかなければならないという御意見だと思えますので、参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

(座長)

他に御意見ございますでしょうか。

(委員)

丁寧に資料をおまとめいただきまして、また、他の自治体の調査等をしていただいて、大変わかりやすく整理されていると思えます。

これを全体的に見た感じとしては、先ほど委員からもお話がありましたけれども、やはり届出というところが、まずは第一段階かなというふうに感じております。

先ほどの、それ以前の御意見でも、事業者負担というところも、やはり十分考慮して実施をしないと、リサイクルを推進しようとするのに、作業量が増えてしまうというのは、やはり大きな問題だと思えますので、まず届出というところから、かつ、規模の設定が、結構難しいと思えますけれども、面積または積載量など、やはり周辺環境に影響が出るような大きさのものを設定していくというところは、大事であるというふうに思っています。

帳簿や処理票は、自治体によってはあるようではありますが、これは事業者の負担がかなり大きいと思えますので、届出の範囲を決めるということで、1番、2番、3番は統一して、やっていただいたら良いのではないかと感じています。

その後の基準などは、もし条例等で規制するとすれば、問題がひどくなってきたときや、届出だけではやはり規制がかからなかったというような時点で改定していけばいいのではないかと感じています。

行政の方のポイントとしてはやはり、立ち入り検査ができるというところを、きちんと記載していただければ、大きな問題はその場で適切な口頭での指導や文面での指導もできるかと思えますので、やはり届出がされて、県で把握するという点と、立ち入りができるというところできていれば、かなりの部分は指導できていくのではないかと考えています。

罰則規定や違反の公表等は、よほど事業者が問題を起こすということが多発しなければ、というふうに感じております。以上でございます。

(座長)

貴重な御意見ありがとうございました。他に御意見ございますでしょうか。

(委員)

私は基本的にすべて届出が一番好ましいのではないかと考えるのですが、届出が必要となる、例えば保管場所の規模、面積とか、また事業所の面積というのが、今度は問題になってくると思います。

基本的に盛土とは違って、廃棄物に関しましては、何平米以上等は、とっばらう方が良いのではという気がします。

ただ、そこで、下限上限が必要となるのは、個人の住宅で、少しものを置いておくとか、自分の家の庭にという話も引っかかってくるので、面積が100平米以上はすべて対象とするとか、そういった形で良いのではないかと考えています。

あまり面積を大きくしすぎると、またそのぎりぎりのところで、不法なことをする業者が出てくるかもしれないと考えますが、そういったことは可能でしょうか。県のお考えをお聞きしたいのですが。

(事務局 中川課長)

まず今、規模をどうしていくかというところは、これから届出等が必要という判断になれば、具体的に考えていくことになります。

委員がおっしゃるように、個人の生活を今このルールの中に取り込むということは、想定はしていません。産業廃棄物を発生した場所以外の場所に保管する際に、届出を求めている都道府県が多くあるということで、都道府県アンケート調査も行っておりますので、そこを基本として、あとは委員がおっしゃるように、その規模をどうしていくのかということは、事業者負

担や対応策の効果、そこも含めて、今後他県の状況も踏まえながら検討していかなければならないと考えております。

(委員)

はい。わかりました。他県の情報で、私はできるだけ下限値を採用する方が良いと思います。その辺はこれからまた議論になる項目であると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

(座長)

ありがとうございました。他に御意見ございますか。いかがでしょうか。

(委員)

今回求められている意見ということで、なかなかまとめられないところがあるのですが、まず、33ページ目のスライド。処理後物の利用等の3というところで、砂利洗浄汚泥の処理後物の有効利用の御説明がありますけれども、ここは慎重に検討をしていただきたい。というのは、市場性がなく有価物になりにくい、ただし、市場性がなくても求められる品質を満足して確実に利用される場合にはというのは、すごく難しい表現で、市場性がないということと、その自社利用ということはしないと思ひますが、利用されないのであれば、作ったものがどんどん山積みになっていくというのが、今までの不法投棄や不適正処理の一つの状況であるというふうに思ひております。

ですから、製品が流通せずに滞留するということは、不適正保管に繋がるので、その解釈というのは、しっかりととらえていただいた上で、このあたりをどう判断するかということをもう一度考えていただければというふうに思ひています。

それから今までに委員の方々から言われました、他県の情報で、規制などのメリット、デメリットというのは、しっかりと検証していかなければならないと思ひます。

厳しい言い方をさせていただきますと、他の委員が言われましたように、この他自治体の事例を調査して整理されたというのはすごく、しっかりとまとめられていますので、そこは高く評価させていただきたいと思ひますが、山梨県さんで、すべての対応策が実現可能というふうに判断されるのか、いや、こういうことがあるのでできないと判断されるのか。というところがわからないと具体的なコメントが難しいのではないかと。

ですから、対応可能、対応が難しいというすみ分けをしていただいて、できない理由があれば、ではどういうふうにすればよいかということもあるかと思ひますので、基本的には、参考になる、参考にされた、他自治体の事例を全部取り入れるつもりで考えると、生活環境保全

のために、山梨県さんが、先進事例みたいになるという意味では、取るべき姿なのではないかというふうに感じました。

他の委員の方の中でも、適正にやられている業者さんの負担にならないということも踏まえなければならぬので大変難しいことではありますが、産業廃棄物が不適正に保管、処理されたりするということを考えると、少し厳しめな考え方もしなければいけないというふうに感じました。以上です。

(事務局 中川課長)

対応策のところ、他県の状況を整理する中で、このうちのどれを採用して、本県として、仕組みを作っていくかというのは、これから検討していくところですが、最初に御質問をいただいたとおり、この規制をすべて網羅している都道府県はないということで、それぞれの都道府県で発生した問題事案や課題等を解決するために、必要な対応策を、どちらの都道府県もとっているのだと考えています。

あとはやはり効果、行政の労力と、そして、事業者の皆様の御努力の中で、仕組みが運用されていくものになりますので、その効果もよく考えながら、どこを採用すれば、最低の労力で最大の結果が得られるのかというところを、これから、検討をしていかなければならないと思っております。貴重な御意見、参考にさせていただければと思います。

最初の方に出ました砂利洗浄汚泥の関係ですが、33のスライドの方にも載せましたとおり、今、県内で主に行っている活用としては、山砂利になりますけれども、自社採石場の埋め戻しについては、県の方から、適正に自社利用できるような方策、ルールを詰めさせていただいて、活用を進めているということと、自社以外のところで販売できる製品を作るにあたって、技術アドバイザー事業ということで、活用を進めているという状況でございます。委員がおっしゃるとおり、非常に慎重にやっていかなければならないということで、私どもも同じように考える中で、対応を行っている状況でございます。以上です。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

届出や保管管理はどれも大事だと、当然思います。先ほどリサイクルという話が出ましたけれども、今後のこととして、どの業種におきましても、可能な限り再利用できるものは再利用するという方向性で模索していく必要があると思います。

ただ、先ほど委員の方から、お話がありましたけれども、リサイクルされたものが使われな

ければ、溜まっていくばかりですので、そういうところも含めまして、そのリサイクルする段階で、新しい技術や情報も必要になってくると思います。

ですので、事務局からも話がありましたが、県の再生技術アドバイザー事業等とも関係すると思うのですが、自治体の協力も得て、これから臨んでいきたいと思っています。

(座長)

ありがとうございました。その他に御意見ございますでしょうか。御出席いただいている委員の方々から御意見は全ていただいたということでもよろしいでしょうか。

よろしければ、今日御欠席の委員さんから御意見をいただいておりますので、ここで紹介させていただきたいと思っています。

(事務局 中川課長)

それでは、事務局の方からいただいている意見について、御紹介させていただきたいと思えます。

資料の17ページのスライドになります。その2-2のところです。

自社処理票の作成、保存の部分について御意見をいただいております。こちらは排出事業者が自ら処分する場合は、自社処理となるので、廃棄物がどのように処分されたのか、明確にならないという状況だと思いますが、この処理票の作成とまでは言わないけれども、最終的にどのように処理されたのかわかるような仕組みは、必要だという意見をいただきました。

もう1つ、全体的な意見ですけれども、新たなルールで、自治体独自の基準を設定するということについては、本当に必要なのかということ、慎重に進めていった方がいいと思いますという、以上2つの意見をいただきました。本日、ここの会場でも御意見をいただいた部分と重複いたしますけれども、御意見を紹介させていただきました。

(座長)

ありがとうございました。

今意見が紹介されたわけですけれども、最後に、これだけは言っておきたいということがありましたら、お受けしますけれども、ございますでしょうか。

(委員)

先ほど、ペットボトルの金額がマイナスだったのがプラス傾向になっているという御説明がありました。有価物はどういうところで判断するのですか。

例えば、真面目に考えれば、売れなかつたら有価物ではなく、値段が上がり売れるようにな

ったら有価物となり、また下がってきたら有価物ではなくなるというような考えなのですか。判断基準をお聞かせください。

(事務局 野中課長補佐)

環境整備課野中と申します。

廃棄物の判断自体が、やはり時点という形になるので、国でも1つの基準だけでは決められないということで、廃棄物該当性は総合的に判断するということで通知が出ています。

ペットボトルにつきましても、実際に例えば性状等については、もう廃棄物でないという状況だったとしても、売れなければ廃棄物になると、総合的に判断をしていくので、欲しいという人が出てきて需要が出てくれば、有価物になりますし、またいらなくなってしまふと結果的に廃棄物になるということで、恒常的にもう未来永劫有価物ですという判断を、特に不要物になって排出されたものということにはできないという状況かと思えます。

一般的な製品は需要に応じて製造されるというところと大きく違う部分かと思えますので、先ほどの市場でまたペットボトルが要らなくなってしまふと廃棄物という扱いになるかと思えます。

(委員)

わかりました。一番根底の部分ですね。この辺をはっきりしないと、いつまでたっても、何か不法に業者が行うとかそういうことが出てくるのかというふうに思います。

わかりました。今現在は、売れば有価物という割り切りでやられているということですね。

ペットボトル等は、有効利用しようと思ったらできるものであるもので、有価物扱いに一律にしてしまってもいいのかとも思うのですけれども、それはまた弊害が出てくるのかというふうに思いますので、現在の考えはそういうことだということで理解しました。

(座長)

ありがとうございます。本日、南アルプス市の委員様に出席いただいておりますので、リサイクル等につきまして、紹介していただける事例がありましたら、お願いしたいのですが、ございますか。

(委員)

お願いという形にはなりますが、市町村では、保管場所に積まれている廃棄物ということで、連日非常に市民から苦情が来ております。

市民からすれば、不法投棄という認識だと思います。それに対応しているということで、苦

労しているのですが、届出という部分であれば、事前に、指導ができるということで、非常に有効的、重要だと考えておりますので、末端の指導をしている担当者の意見もぜひ聞いていただいて、今後進めていただきたいと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

(委員)

出発点に戻るべきだと思います。結局有価物、価値があるものであっても、周りに迷惑をもたらすようなものは、それは規制しなければいけないわけです。

一番わかりやすく言えば堆肥がそうですよね。堆肥は大変価値があるものだけれど、臭い臭いと言うのであれば、悪臭防止法で規制しなければならない。だから価値があるから規制ができないという話ではないわけです。

価値があるものだって周りに迷惑をもたらすものは、それは規制しなければならないわけです。

逆に言うとペットボトルであれば少し難しく、先ほどから価値があるか価値がないかというのは、市場価格によってそれは変わるわけですが、問題はそのペットボトルを高く積み上げていることで周りの人が迷惑を被るか、被らないかというそういう話です。

ただその意味で言うとペットボトルが積み上がっているだけでは、それほど周りに迷惑は及ばないような気もいたします。

行政が何故厳しく規制をかけることができるのかということ、権限を行使できるそもそも論に立ち返った検討ということを常に忘れてはいけないと思われま。

価値がある物でも、規制をかけるべきものはあるし、価値がない物でも、周りに迷惑をかけるのであれば、ただし廃棄物処理法に違反するかもしれないので、そういったものは規制をかける必要があるかもしれないですが、はっきり言ってしまえば、価値がない物でも、放っておいても良いものは放っておいて良いということです。

その辺のところは、実際の権限行使の時の運用で考えていただければと思います。

(座長)

ありがとうございました。その他に御意見ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

委員の方から多くの御意見をいただきました。我々としましても、まずは対象物をどこまでにするかということを含めまして、また事業者負担ということ、難しい問題ではありますが、今後、事務局で具体的な対応策の検討を進めていきたいと思っております。

最後にその他として事務局から何かございますでしょうか。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊でございます。すでに日程調整させていただいておりますが、次回検討会議は2月2日を予定しております。議題は、土砂と廃棄物について、これまで検討していただいた事項について総括的な議論をいただく予定です。御協力、よろしくお願いいたします。

(座長)

それでは委員の皆様方には、円滑な議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございます。これで議事の方を終了させていただきます。

3 閉 会

(司会)

これをもちまして第5回生活環境保全のための新たな対応策検討会議を終了させていただきます。重ねて委員の皆様方には長時間にわたりありがとうございます。

We bの委員の先生方は、御退室いただいて結構でございます。